**業務委託請書**

収入

印紙

１　業務委託名　　　令和３年度まちかどスポーツ広場清掃管理業務委託

　　　　　　　　　　（金杉まちかどスポーツ広場）

２　委託期間　　　　自　令和３年４月１日

　　　　　　　　　　至　令和４年３月３１日

３　業務委託料 　　393,600円

　　　　 前期分( 4月～9月) ：196,800円

後期分( 10月～3月)：196,800円の２回払い

４　契約保証金　　 船橋市契約規則第３４条第１項第２号の規定を適用し免除

　上記の業務委託について各項を承諾のうえ、誠実に履行します。

　令和３年４月１日

受託者　　船橋市金杉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金杉町会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長

船橋市長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面あり

１　業務内容は、まちかどスポーツ広場の清掃及び管理業務とする。

　一　月１回以上、かつ、年２４回以上清掃する。なお、集めたゴミは袋に入れてゴミ収集に出す。

　二　除草作業を、年４回以上行う。作業によって発生した草は、袋に入れて広場の運営に支障のない箇所に集める。袋がある程度集まったら発注者に回収するよう連絡する。又は受注者が適切な方法で処分する。

　三　清掃管理状況について報告書を作成し、３ヶ月毎の業務終了後速やかに提出する。

　四　遊具、フェンス等の点検を行い、破損や危険箇所を発見した時は、早急に生涯スポーツ課に報告する。

五　トイレがある広場については、毎週１回（月曜日）を基準として清掃を行う。

ただし、汚れの具合によってはこの限りでない。

六　ごみ袋、トイレットペーパー等の広場の清掃業務に必要な物品は、受託者が

業務委託料の範囲内で購入する。

２　頭書に表示した業務委託料をもって頭書に表示した委託期間内に契約を履行する。

３　市が必要であると認めるときは、業務の内容を変更し、又は委託された業務の全部若しくは一部の施行を一時中止されても異議がなく、これらにより業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、市と協議して定める。

４　委託された業務を実施するにあたり第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責においてその損害を賠償する。

５　適正な支払い処理をしたとき、市はその日から起算して３０日以内に代金を支払わなければならない。

この請書に定めのない事項には、必要に応じて市と協議して定めること。